



曾木の子

ホームページ <http://www5.synapse.ne.jp/es-so/>

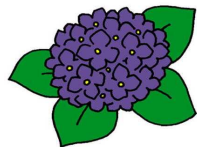
学校便り No. 3

令和3年6月14日(月)発行

伊佐市立 曾木小学校

TEL:25-1152 FAX:25-1162

伊佐市 大口曾木1753番地



ハンセン病問題を正しく理解する週間

校長 山田 俊也

毎年、6月22日を含む日曜日から1週間は、「ハンセン病問題を正しく理解する週間」です。今年、6月20日(日)から26日(土)までが、その期間です。

↓鹿児島県のホームページから引用↓

わが国では、明治になって、早く欧米の仲間入りをしようとしている時に、欧米ではすでに過去の病気となっているハンセン病患者がいることは「国辱」でした。そのため、明治30年の第1回国際らい学会で、ハンセン病が感染症であり隔離がよいと確認されたことと、欧米諸国との新条約の発効により、欧米人たちが日本国内を自由に居住、旅行できるようになり、神社・仏閣の門前などに患者を放置していると非難をあびるようになったことの2つの理由から、明治40年、「癩予防二関スル件」が制定され、この法律によって、患者を療養所に入所させ一般社会から隔離しました。

このことによって、人々の間に「ハンセン病は感染力が強くこわい病気」として定着してしまいました。昭和4年頃からは、各県において、ハンセン病患者を見つけ出し強制的に入所させるという「無らい県運動」がおこり、昭和6年に従来法律を改定した「癩予防法」、昭和28年の「らい予防法」への改定後も、ハンセン病絶滅政策という考えのもと、すべての患者を入所させる強制隔離の政策は、平成8年の「らい予防法」廃止まで続きました。

ハンセン病であった方々は、今日まで想像を絶する差別や偏見を受けしてきました。しかし、そのような中であっても、生きる勇気を持ち続けてこれまで過ごしてこられたのです。療養所の方は高齢となり、人間弾圧に負けることなく生き抜いてこられた人生を語ることでできる人も年々少なくなってきました。

また、5月9日付の南日本新聞では、元患者であった方でさえ、「20年たった今でも社会の偏見差別はなくなっていない。自分に植え付けられた差別心も残っている。」と語られています。つまり、「差別」は誰の心にも存在しうるものだと思います。



鹿屋市の国立療養所、星塚敬愛園では、例年ならば、夏休み中に親子療養所訪問が開催されてきました。療養所訪問をすると、人はどう生きるべきなのか、人とともに生きるとはどのようなことなのかを考える機会となっていました。

コロナウイルス感染拡大の影響もあり、昨年からは中止となっていますが、この期間には、テレビや新聞でも広報及び啓発活動が行われます。家族で人権について学ぶよい機会となることを願っています。



むし歯治療について(お願い)

先日の保健日よりでもお願いをしましたが、歯科検診の結果、むし歯等がある児童に対して治療の勧めの案内をしました。

私自身、8年前に一年間、ほぼ毎週歯科医に通い歯の治療をしました。その結果、①肩こりが激減した、②噛む力が強くなった、③歯磨きを丁寧にするようになった、などの効果ははっきりと現れました。

お忙しいこととは存じますが、歯科医での治療、家庭での歯磨きの徹底に御協力をお願いします。

